

平成 30 年 7 月 9 日  
経済産業省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る 経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成 30 年 7 月 9 日に災害救助法の適用が決定された市町及び隣接する地域において、被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の被害が生じたため、全国で 8 府県 58 市 36 町 4 村に対し、災害救助法の適用が決定されました。

本日、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び北陸電力株式会社から、災害救助法適用市町村(※1)及び隣接する地域(※2)において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号の規定及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日(※3)まで遡及して適用されます。

### (※1)災害救助法適用市町村：

岐阜県 たかやまし 高山市、せきし 関市、なかつがわし 中津川市、えなし 恵那市、みのかもし 美濃加茂市、かにし 可児市、やまがたし 山県市、  
ひだし 飛騨市、もとすし 本巣市、ぐじょうし 郡上市、げろし 下呂市、かもぐんさかほぎちょう 加茂郡坂祝町、かもぐんひちそうちょう 加茂郡七宗町、  
かもぐんやおつちょう 加茂郡八百津町、かもぐんしらかわちょう 加茂郡白川町、かもぐんひがしらかわむら 加茂郡東白川村、おおのぐんしらかわむら 大野郡白川村、  
ぎふし 岐阜市、みのし 美濃市、かもぐんとみかちょう 加茂郡富加町、かもぐんかわべちょう 加茂郡川辺町  
京都府 ふくちやまし 福知山市、まいづるし 舞鶴市、あやべし 綾部市、みやづし 宮津市、きょうたんごし 京丹後市、なんたんし 南丹市、ふないぐんきょう 船井郡京  
たんばちょう 丹波町、よさぐんいねちょう 与謝郡伊根町、よさぐんよさのちょう 与謝郡与謝野町  
兵庫県 とよおかし 豊岡市、ささやまし 篠山市、あさごし 朝来市、しそうし 宍粟市、あこうぐんかみごおりちょう 赤穂郡上郡町、みかたぐんかみちょう 美方郡香美町、

ひめじし にしわきし たんぼし たかぐんたかちよう さようぐんさようちよう やぶし  
 姫路市、西脇市、丹波市、多可郡 多可町、佐用郡 佐用町、養父市、た  
 つかの市、神崎郡 市川町、神崎郡 神河町  
 とっとりし やずぐんわかさちよう やずぐんちづちよう やずぐんやずちよう とうはくぐん  
 鳥取県 鳥取市、八頭郡 若桜町、八頭郡 智頭町、八頭郡 八頭町、東伯郡  
 みささちよう さいはくぐんなんぶちよう さいはくぐんほうきちよう ひのぐんにちなんちよう ひのぐん  
 三朝町、西伯郡 南部町、西伯郡 伯耆町、日野郡 日南町、日野郡  
 ひのちよう ひのぐんこうふちよう  
 日野町、日野郡 江府町  
 おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじゃし たかはしし にいみし  
 岡山県 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、  
 せとうちし あかいわし まにわし あさくちし つくぼぐんはやしまちよう あさくちぐんさとしようちよう  
 瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡 早島町、浅口郡 里庄町、  
 とまたぐんかがみのちよう あいだぐんにしあわくらそん かがぐん きびちゆうおうちよう おだぐんやかげちよう  
 広島県 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、  
 ひろしまし くれし たけはらし みはらし おのみちし ふくやまし ふちゆうし ひがしひろしまし  
 えたじまし あきぐんふちゆうちよう あきぐんかいたちよう あきぐんくまのちよう あきぐんさかちよう  
 江田島市、安芸郡 府中町、安芸郡 海田町、安芸郡 熊野町、安芸郡 坂町  
 いまばりし うわじまし おおずし せいよし きたうわぐんまつのちよう きたうわぐん  
 愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡 松野町、北宇和郡  
 きほくちよう  
 鬼北町  
 あきし こうなんし ながおかぐんもとやまちよう すくもし とさしみずし はたぐんみはらむら  
 高知県 安芸市、香南市、長岡郡 本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡 三原村

(※2)隣接する地域：

とやまし  
 富山県 富山市  
 とよたし いぬやまし  
 愛知県 豊田市、犬山市  
 まつもとし おおまちし しもいなぐん あちむら しもいなぐん ひらやむら しもいなぐん  
 長野県 松本市、大田市、下伊那郡 阿智村、下伊那郡 平谷村、下伊那郡  
 ねばむら きそぐん なぎそまち きそぐん おうたきむら きそぐん おおくむら きそぐん  
 根羽村、木曾郡 南木曾町、木曾郡 王滝村、木曾郡 大桑村、木曾郡  
 きそまち  
 木曾町  
 おおがきし たじみし みずなみし はしまし とくし かかみがはらし みずほし  
 岐阜県 大垣市、多治見市、瑞浪市、羽島市、土岐市、各務原市、瑞穂市、  
 はしまぐん ぎなんちよう はしまぐん かさまつちよう いびぐん いびがわちよう いびぐん おおのちよう  
 羽島郡 岐南町、羽島郡 笠松町、揖斐郡 揖斐川町、揖斐郡 大野町、  
 もとすぐんきたがたちよう かにくんみたけちよう  
 本巣郡 北方町、可児郡 御嵩町  
 おおのし おおいぐんたかはまちよう おおいぐん ちよう  
 福井県 大野市、大飯郡 高浜町、大飯郡 おおい町  
 たかしまし  
 滋賀県 高島市  
 きょうとし かめおかし  
 京都府 京都市、亀岡市  
 とよのぐんのせちよう  
 大阪府 豊能郡 能勢町  
 あこうし あいおいし いぼぐんたいしちよう かんざきぐんふくさきちよう たかさごし かさいし  
 兵庫県 赤穂市、相生市、揖保郡 太子町、神崎郡 福崎町、高砂市、加西市、  
 かこがわし かとうし さんだし かわべぐんいながわちよう みかたぐんしんおんせんちよう  
 加古川市、加東市、三田市、川辺郡 猪名川町、美方郡 新温泉町  
 くらよしし よなごし とうはくぐん ゆりはまちよう とうはくぐんことうらちよう さいはくぐんたいせんちよう  
 鳥取県 倉吉市、米子市、東伯郡 湯梨浜町、東伯郡 琴浦町、西伯郡 大山町、  
 いわみぐんいわみちよう  
 岩美郡 岩美町  
 やすぎし にたぐん おくいずもちよう  
 島根県 安来市、仁多郡 奥出雲町

岡山県 備前市、美作市、津山市、勝田郡 奈義町、和気郡 和気町、久米郡  
くめなんちょう くめぐん みさきちょう まにわぐんしんじょうそん  
 久米南町、久米郡 美咲町、真庭郡 新庄村

広島県 安芸 高田市、廿日市市、三次市、庄原市、山県郡 北 広島町、山県郡  
あきおたちょう せらぐん せらちょう じんせきぐんじんせきこうげんちょう  
 安芸 太田町、世羅郡 世羅町、神石郡 神石 高原町

徳島県 那賀郡 那賀町  
なかぐんながちょう

高知県 南国市、香美市、四万十市、土佐郡 土佐町、長岡郡 大豊町、安芸郡  
なんこくし かみし しまんとし とさぐん とさちょう ながおかぐん おおとよちょう あきぐん  
 安田町、高岡郡 梶原町、高岡郡 四万十町、幡多郡 大月町、安芸郡  
やすだちょう たかおかぐん ゆすはらちょう たかおかぐん しまんとちょう はたぐん おおつきちょう あきぐん  
 芸西村、安芸郡 馬路村  
げいせいむら あきぐん うまじむら

愛媛県 松山市、東温市、西条市、伊予市、八幡浜市、四国 中央市、上浮穴群  
まつやまし とうおんし さいじょうし いよし やわたはまし しこくちゅうおうし かみうけなぐん  
 久万 高原町、喜多郡 内子町、南宇和郡 愛南町  
くま こうげんちょう きたぐん うちこちょう みなみうわぐん あいなんちょう

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日(※3)まで遡及して適用されます。

(※3)災害救助法適用日:内閣府 HP をご覧下さい。

内閣府 HP: [http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

今後、被害が深刻化・長期化する場合や災害救助法適用市町村が拡大する場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可等を行う予定です。

本ニュースリリースは、第 155 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川

担当者:小柳・石原・瀧桐

電話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

## 特定小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月及び8月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

### ④臨時工事費の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年1月末日まで）

従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

## 託送供給等約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成30年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月及び8月分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

### ④臨時工事費の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

平成 30 年 7 月 10 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害について 経済産業大臣のガスの災害特別措置の認可について異存ない旨を 回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、平成 30 年 7 月 9 日に災害救助法の適用が決定された兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の被害が生じたため、全国で 8 府県 58 市 36 町 4 村に対し、災害救助法の適用が決定されました。

昨日(9日)、大阪ガス株式会社から、兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町において被災した需要家に対する災害特別措置として、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

これを受け、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 20 条ただし書の規定及びガス事業法第 177 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを昨日(9日)、回答しました。

本ニュースリリースは、第 155 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川

担当者:小柳・石原・瀧桐

電 話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

(別紙)

## 指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町において、被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災した需要家のガス料金の支払期限について、平成30年6月検針分(支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの)、7月検針分及び8月検針分をそれぞれ1ヶ月間延長する。
2. 災害救助法適用日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月において、被災した需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。
3. 被災により、ガスの使用ができなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事については、平成30年10月末日までに申込があった場合、そのガス工事費は全額大阪瓦斯株式会社負担とする。
4. 大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに大阪瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款に基づく需給契約を締結された場合、被災された需要家のガス料金の支払期限について、平成30年7月検針分及び8月検針分をそれぞれ1ヶ月間延長する。

## 託送供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された兵庫県姫路市、たつの市、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町において、被災した需要家に対してガスの供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、大阪瓦斯株式会社は当該措置を適用する。

1. 被災によりガスの使用ができなくなった被災者が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事を行う場合について、平成30年10月末日までに申し込みがあった場合（※）、当該工事にかかる工事費については全額大阪瓦斯株式会社負担とする。

※当該ガス工事については、託送供給約款に基づき別途定める「工事約款」により契約することになる。なお、工事申込者は託送供給依頼者に限定されないが、上記同様に公平に適用される。

2. 被災した需要場所に係る平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月及び8月分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。
3. 災害救助法適用日の属する託送供給料金算定期間の翌託送供給料金算定期間から6ヶ月間において、被災した需要場所においてガスを全く使用されなかった料金算定期間については、基本料金を免除する。
4. 大阪瓦斯株式会社の供給区域等外の災害救助法適用地域において被災された需要家で、災害救助法適用日以降、被災に起因する転居等により、新たに大阪瓦斯株式会社の小売託送供給約款に基づき被災されたガスの使用者を需要家とする託送契約を締結された託送供給依頼者について、被災した需要場所に係る平成30年6月検針分（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、7月及び8月分の各託送供給料金の支払い期限を1ヶ月間延長する。